

高砂市教育委員会 新型インフルエンザ対応マニュアル

第1 総論

1 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザとは、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。今般、メキシコや米国等で確認された新しい豚インフルエンザ（H1N1）を感染症法第6条第7号に規定する新型インフルエンザ等感染症に位置づけ、感染の拡大を防止す様々な対応が国際的な連携のもとに始められている。

新型インフルエンザの症状は、突然の高熱、咳、咽頭痛、倦怠感に加えて、鼻汁・鼻閉、頭痛等であり季節性インフルエンザと類似しているといわれている。ただし、季節性インフルエンザに比べて、下痢や嘔吐が多い可能性が指摘されている。

現時点では、ウイルスの感染力やウイルスがもたらす病原性等について未解明な部分があるが、今回の新型インフルエンザについては、季節性インフルエンザと同様に感染力が強いものの、多くの患者が軽症のまま回復しているとされている。一方で、糖尿病や喘息等の基礎疾患がある方等を中心に重症化する例が報告されている。また、今後ウイルスが変異する可能性もあるので、油断は禁物である。新型インフルエンザは、多くの人が免疫を持っていないため、通常のインフルエンザに比べると、感染が拡大しやすく、多くの人が感染することが考えられる。

（「新型インフルエンザに関するQ&A 5月22日版」（厚生労働省）より抜粋、語尾など修正）

2 本対策行動計画について

(1) 目的

国が示している「新型インフルエンザ対策行動計画」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月）において、新型インフルエンザ対策の目的として以下の2つが挙げられている。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済を破綻にいたさせない。

本対策行動計画はこの2つの目的及び「県立学校における新型インフルエンザ対応行動計画 ver. 1」（兵庫県教育委員会 平成21年5月）に基づき、新型インフルエンザが出現した際における高砂市教育委員会の業務について定め、対策行動計画の実施と各学校への周知により、

感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済への影響を最小限にとどめ、なおかつ児童・生徒の生活及び学習環境の安定を確保することを目的とする。

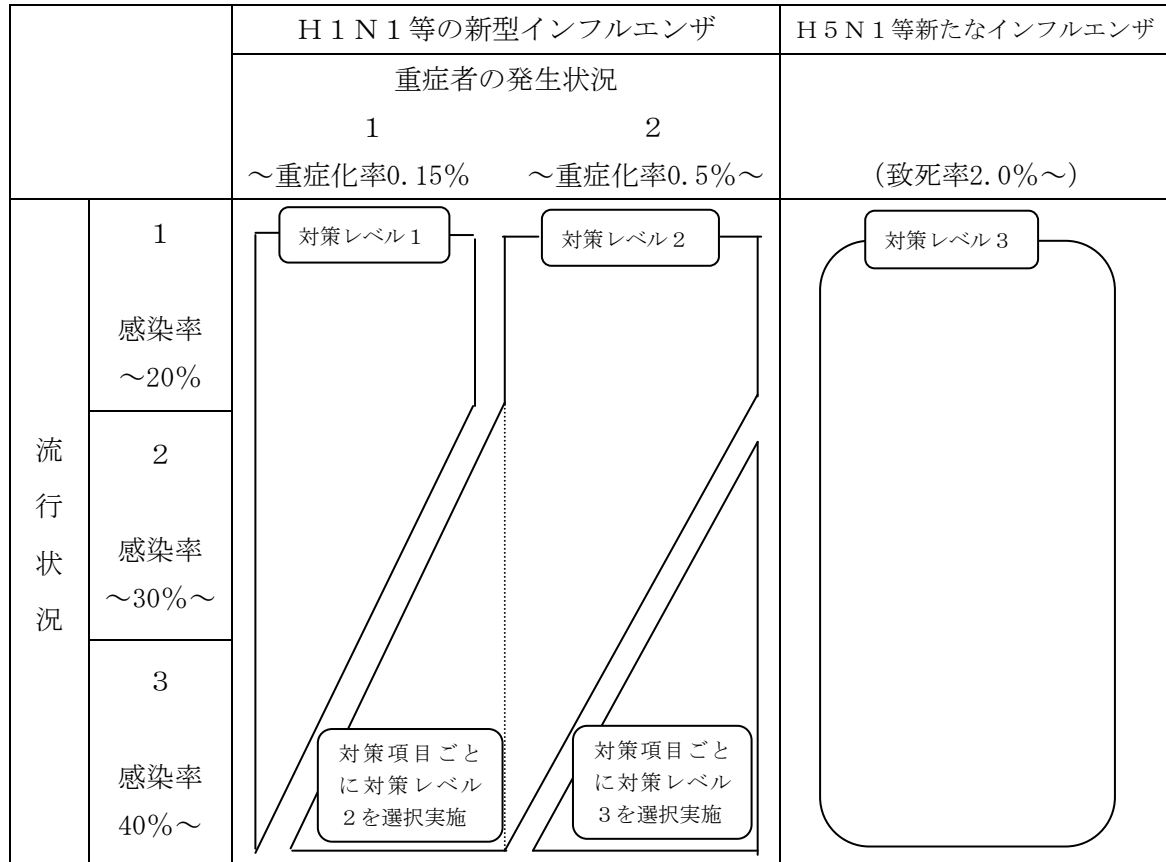
(2) 基本方針

国において、新型インフルエンザが発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、諸以降状態に至るまでを表1のとおり5つの段階に分類している。高砂市教育委員会ではそれぞれの段階に応じた対策などを定める。

なお、5つの段階は、基本的に国における戦略の転換点を念頭に定めたものであり、各段階の移行については国が判断して公表する。都道府県においては、その状況に応じ柔軟に対応する場合もあり得るため、地域独自の対応が必要となる場合が考慮され、第三段階が3つの時期に小分類されている。そしてその移行については国と協議の上で都道府県が判断するものとされている。よって高砂市教育委員会でも都道府県の判断した段階に準じて、各段階における行動対策計画を策定する。

発生段階	H1N1	H5N1	状態
前段階	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
第1段階	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
第2段階	国内発生期	国内発生早期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態
第3段階			患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
		感染拡大期 (市内発生)	入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
		まん延期	入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
		回復期	ピークを越えたと判断できる状態
第4段階	小康期	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

〔対策レベルの考え方〕



(3) 改訂について

本対策行動計画は、あくまで現時点の状況に基づいて作成されたものであり、今後の状況の変化等をふまえ、適宜修正していく必要がある。

第2 各論

1 教育委員会の主な役割

市教育委員会は、市立学校及び関係教育機関等における感染の予防、感染の拡大抑制、児童生徒の学習環境の確保等に係る事項に関して、確認、検討及び指示を行う。その主な役割は以下の表2のとおりとする。

担当課	主な役割
総務課	教育委員会内及び市長部局との連絡調整、対策会議、学校施設等に関すること
学務課	新型インフルエンザ対応の総括、感染予防、市立学校における罹患状況及び学校閉鎖の状況の取りまとめ・報告等に関すること
スポーツ振興課	総合体育館等施設及び関連する地域行事等に関すること
学校教育課	市立学校に対する周知、指導助言、情報収集、学習環境の確保、職員の健康管理等に関すること
人権推進室	罹患児童生徒への人権侵害等に対する配慮に関すること
青少年課	適応教室等に関すること
青少年補導センター	学校閉鎖間での児童生徒の補導に関すること
生涯学習課	臨時休館等及び地域行事等に関すること

(表2) 教育委員会の主な役割

2 新型インフルエンザ発生時の教育委員会における基本的対応

(1) 前段階（未発生期）

新型インフルエンザの発生に備え、現段階の通常業務の中で行うべき業務を定める。

①危機管理体制の整備（各課）

- ・ 国内で発生した場合に備え、教育委員会と市長部局の担当部局との連絡網の確認。（総務課）
- ・ 教育委員会と学校等との連絡網の確認。（学務課）
- ・ 業務継続のための新型インフルエンザ対策行動計画の整備。（学務課）
- ・ 市立学校への情報提供と市立学校における対応についての検討の要請。（学務課）

②情報収集及び周知（学務課）

- ・ 市立学校に対して、新型インフルエンザに備えた対応方針の確立、学校医を含めた対

策会議、及び対策行動計画作成の指示を行う。

③海外修学旅行、留学等への対応（学校教育課）

- ・ 海外留学中の児童生徒や海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員等の緊急連絡体制を確認しておくように指導を行う。

(2) 第一段階（海外発生期）

国内で急速に流行する可能性を想定し、第二段階に備えた業務を定める。

①危機管理体制（総務課）

- ・ 教育委員会内に対策会議を設置（メンバー： ）し、危機管理体制の確認を行う。
- ・ 発生地点での、海外留学中の市内児童生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員等の人数及び健康状態の確認を行う。
- ・ 国内で発生した場合に備え、連絡網などについて確認する。
- ・ 各市立学校が保護者等に最新の学校情報を提供できる体制を整備しておくように指導する。

②情報収集及び周知（学務課）

- ・ 海外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報について、市立学校等と適切に情報交換を行う。
- ・ 得られた情報を、必要に応じて教育委員会の新型インフルエンザ対策行動計画の見直しに役立てる。
- ・ 海外での新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項など、得られた情報について速やかに学校等へ情報提供を行う。

参考リンク

文部科学省 文部科学省における新型インフルエンザ対策について

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/

厚生労働省 新型インフルエンザ対策関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/>

国立感染症研究所

<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

③児童生徒・教職員に対する感染拡大防止策の奨励（学務課）

- ・ 各市立学校に新型インフルエンザに関する情報を正確に提供し、共有する。
- ・ 児童生徒・教職員に対して感染防御のために手洗い・うがい・咳エチケット（表3）の励行や、健康状態の把握に努めるよう、各市立学校へ指導する。

咳・くしゃみ際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りのひとから顔をそむける。
 使用後のティッシュは、すぐにフタ付きのゴミ箱に捨てる。
 症状のある人はマスクを正しく着用し、感染防止に努める。

(表3) 厚生労働省 咳エチケットのポスターより抜粋、語尾を修正

- ・ 児童生徒・教職員に38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば、対策レベルに応じた対応をするよう各市立学校へ指示する。

【対策レベル別医療機関受診方法】

* レベル1

かかりつけの医師の有無を確認し、いる場合は、かかりつけの医師に予め電話で問い合わせしてから受診することを指導する。いない場合は、新型インフルエンザの健康相談窓口（加古川健康福祉事務所）に連絡し、受診できる医療機関の紹介を受けてから紹介先医療機関に電話連絡し、受診することを指導する。

* レベル2

かかりつけの医師の有無を確認し、いる場合は、かかりつけの医師に予め電話で問い合わせしてから受診することを指導する。いない場合は、新型インフルエンザ専門相談窓口（加古川健康福祉事務所）に連絡し、受診できる医療機関の紹介を受けてから紹介先医療機関に電話連絡し、受診することを指導する。

なお、基礎疾患等重症化のリスクが高いと考えられる者で、受診できる医療機関が分からない場合は、新型インフルエンザ専門相談窓口（加古川健康福祉事務所）に連絡し、専用外来医療機関または必要により入院も可能な医療機関の紹介を受けてから紹介先医療機関に電話連絡し、受診することを指導する。

* レベル3

ただちに新型インフルエンザ専門相談窓口（加古川健康福祉事務所）に連絡の上、紹介された専用外来医療機関で受診することを指導する。

なお、その時に発生地域への滞在のある者および濃厚接触者でない者も外出自粛の指導があれば従うよう指導する。

また、専用外来医療機関の簡易検査で陽性反応ができれば、健康科学研究センター等においてPCR検査後確定されれば、感染症指定医療機関への入院勧告が行われる。この場合は特に風評被害等により患者の人権が侵される可能性があるため、個人情報保護および他の児童への配慮を行うよう指導する。

④海外修学旅行、留学等への対応（学校教育課）

- ・ 各市立学校を通じ、発生国及び周辺地域へ渡航している児童生徒及び引率教員等の安否を確認する。
- ・ 海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員等に対して、学務課が収集した以下の情報を伝えるように各市立学校へ指示する。
- ・ 新型インフルエンザの症状、感染経路等
- ・ 予防のために必要な留意事項
- ・ 症状を呈した場合の対応
- ・ 海外での発生状況
- ・ 外務省の発出する現地関連情報、注意事項等への留意
- ・ 万一の場合の対応や健康不安がある場合の相談方法
- ・ 帰国する際の相談窓口
- ・ 状況に応じて、場合によっては速やかな帰国を指示し、帰国後は感染の有無が確認できるまで、児童生徒及び引率教員等の自宅待機等を指導するよう各市立学校に指示する。
- ・ 各市立学校に、帰国した児童生徒及び引率教員等に対して、インフルエンザ様症状を呈した場合、対策レベルに応じた医療機関受診方法をあらかじめ指導しておくことを指示する。
- ・ 海外修学旅行等については、新型インフルエンザの発生状況等、関係情報を踏まえた上で、自粛を含め検討するよう各市立学校に指示する。
- ・ 海外旅行、留学等については、新型インフルエンザが発生している国・地域への渡航はできるだけ避けるよう指導するよう各市立学校に指示する。

⑤新型インフルエンザ流行に備えた学校運営体制の点検・確認（学校教育課）

- ・ 教職員の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的に多数の教職員の欠勤を予測した上で、各市立学校の学校運営体制を確立し、新型インフルエンザ対策行動計画の作成を指示する。
- ・ 国内・県内・市内で発生した場合に備え、関係機関や保護者、教職員との連絡網などについて整備・確認するよう各市立学校に指示する。

⑥新型インフルエンザ流行に備えた準備（各課）

- ・ 臨時休業等の対応について、市立学校や保護者等への通知文書等の雛形をあらかじめ作成しておく。（学務課）
- ・ 国内の発生移行の部活動等の対応についてあらかじめ確認しておく。（学校教育課）
- ・ 各市立学校の実情に応じて、「県立学校における新型インフルエンザ対応行動計画 v e r . 1」（兵庫県教育委員会 平成21年5月）の＜資料2＞臨時休業中の教職員

の業務体制モデルを参考に、臨時休業中の教職員の役割分担等を整備するよう指示する。(学校教育課)

- ・ 臨時休業中の学習課題を、「県立学校における新型インフルエンザ対応行動計画 ver. 1」(兵庫県教育委員会 平成21年5月)の<資料3>学習指導参考資料等を参考に、いつでも作成できるように準備を指示する。(学校教育課)

(3) 第二段階(国内発生期)

県内、市内で流行する可能性を想定し、第三段階に備えた業務を定める。

①危機管理体制(総務課)

- ・ 対策会議を開催し、危機管理体制の確認と県内、市内発生後の対応の検討を行う。

②情報収集及び周知(学務課)

- ・ 国内の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報について、市立学校等と適切に情報交換を行う。
- ・ 得られた情報を、必要に応じて教育委員会の新型インフルエンザ対策行動計画の見直しに役立てる。
- ・ 国内での新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項など、得られた情報について速やかに学校等へ情報提供を行う。

参考リンク

文部科学省 文部科学省における新型インフルエンザ対策について

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/

厚生労働省 新型インフルエンザ対策関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/>

国立感染症研究所

<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

③児童生徒・教職員に対する感染拡大防止策の強化(学務課)

- ・ 各市立学校に新型インフルエンザに関する情報を正確に提供し、共有する。
- ・ 児童生徒・教職員に対して感染防御のために手洗い・うがい・咳エチケット(表3)の徹底や、健康状態の把握に努めるよう、各市立学校へ指導する。
- ・ 児童生徒・教職員に38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば対策レベルに応じた医療機関受診方法を指導するよう各市立学校へ指示する。
- ・ 不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう要請する。

④行事、部活動等への対応（学校教育課）

- ・ 各市立学校を通じ、発生地域及び周辺地域に滞在している児童生徒及び引率教員等の安否を確認する。
- ・ 発生地域及び周辺地域へ修学旅行中の児童生徒及び引率教員等に対して、学務課が収集した以下の情報を伝えるように各市立学校へ指示する。
 - 新型インフルエンザの症状、感染経路等
 - 予防のために必要な留意事項
 - 症状を呈した場合の対応
 - 国内での発生状況
 - 万一の場合の対応や健康不安がある場合の相談方法
- ・ 状況に応じて、場合によっては速やかな帰校を指示し、帰校後は感染の有無が確認できるまで、児童生徒及び引率教員等の自宅待機等を指導するよう各市立学校に指示する。
- ・ 各市立学校に、帰校した児童生徒及び引率教員等に対して、インフルエンザ様症状を呈した場合、対策レベルに応じた医療機関受診方法をあらかじめ指導しておくことを指示する。
- ・ 市外への学校行事（修学旅行、校外学習、遠足等）については、目的地となる当該都道府県（隣接県を含む）の新型インフルエンザの発生状況等、関係情報を踏まえた上で、自粛を含め検討するよう各市立学校に指示する。
- ・ 部活動、練習試合、大会については上記学校行事と同様とする。

⑤臨時休業について（各課）

ア **レベル1** 及び**レベル2**（平成21年8月31日から当分の間、下記のとおり基準とする。）

- (ア) 簡易検査でA型インフルエンザ陽性者は、新型として対応し、本人は7日間の出席停止とする。
- (イ) 学級内の欠席者がA型インフルエンザ患者と原因不明の発熱者が10%を超えた場合、4日間の学級閉鎖とする。
- (ウ) 同学年内で複数の学級閉鎖となった場合、4日間の学年閉鎖とする。
- (エ) 複数の学年閉鎖となった場合、4日間の休校とする。
- (オ) なお、原因不明発熱者とは、扁桃炎・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症など、発熱原因が確定している者は除く。また、この基準は原則であり、感染状況も考慮し決定する。

イ **レベル3**

原則として、市内で第1例目の患者が確認された時点で、新型インフルエンザの感染拡

大防止のため、市内の学校及び通所施設等に臨時休業の要請を各施設管理者に対して行う。ただし、市外において発生した場合でも、患者の移動範囲、立寄先等を勘案し、臨時休業等を要請する。逆に患者の移動が極めて限られる場合には、中学校区などより狭い区域で臨時休業等を要請するなど、柔軟に対応する。

この、臨時休業の解除時期については、7日ごとに検討するものとする。

(7) 面的制限の実施

原則として市内において患者が確認された場合は市全域に臨時休業を要請する。

ただし、患者の移動が極めて限られる場合には、中学校区などより狭い区域を指定するなど、柔軟に対応する。

(想定される対応)

- ・ 市内の学校で患者が確認された場合及び当市から他市の私立学校等（幼稚園、小中高等学校、専修・各種学校）、一部の公立学校（単位制、総合学科等）及び大学に通う生徒から患者が確認された場合は、市全域に臨時休業を要請する。
ただし、幼稚園、小学校等、児童・生徒の行動範囲が小さく限定され、外部との交流がないと判断できる場合は、臨時休業を要請する地域の範囲を中学校区単位などに縮小することも検討する。
- ・ 他市で患者が確認されたが患者の生活の拠点が当市にもある場合、あるいは感染可能な期間に濃厚接触を伴う立ち入り先がある場合は、市全域に臨時休業を要請する。
- ・ 他市で確認された患者の通勤・通学経路が当市にあたる場合は必要に応じ、臨時休業の要請を検討する。
- ・ 近隣府県で患者が確認された場合には、県内で患者が確認されていない場合でも臨時休業を要請する場合がある。

(4) 生徒等の登校停止措置等の実施

生徒等の通学が広範囲に及ぶ私立学校等において、市内における患者の確認がない場合でも、生徒等が在住する市区町において患者が確認された場合には、設置者等の判断により生徒等の出席停止又は臨時休業等を行う。

(臨時休業に関し、以下のことを各市立学校へ指示する)

- ・ 教育委員会の指示を受け、速やかに臨時休業を実施し、その間教育委員会との連絡・連携を密にする。(学務課)
- ・ 児童生徒、保護者に迅速かつ確実に連絡を行う。(学務課)
- ・ 前述した学習課題を提示し、自宅学習を実施する。(学校教育課)
- ・ 児童生徒の自宅学習用として利用可能なテレビ・ラジオの教育放送等を紹介する。(学校教育課)

- ・ 外出の自粛、規則正しい生活、自主的な勉強の進め方、家の手伝いなど、臨時休業中の生活のポイントとなる資料を作成して指導する。(学校教育課)
- ・ 児童生徒及び教職員の健康観察(家庭検温)を毎日実施する。あわせて、家族にインフルエンザ様症状の人がいないかどうかを確認する。(学務課)
- ・ インフルエンザ様症状があれば、直ちに新型インフルエンザ専門相談窓口(加古川健康福祉事務所)に相談するよう指導する。(学務課)
- ・ 担任等をとおして児童生徒等の健康状態等を把握するとともに、その結果を教育委員会の要請に応じて報告する。(学務課)
- ・ 教職員がインフルエンザ様症状を呈した場合、健康が回復するまで出勤停止や自宅待機とする。(学務課)
- ・ 部活動や各種大会等への参加を禁止する。(学校教育課)
- ・ 各学校の実態に応じ、臨時休業中における教職員の勤務体制を整備する。(学校教育課)
- ・ 臨時休業による子どもの世話や、罹患した家族の看病等で教職員の出勤が困難になった場合の勤務については配慮する。(学校教育課)
- ・ 関連団体へのインフルエンザ発生状況等の情報提供。(生涯学習課・青少年補導センター・青少年課)

⑥臨時休業中の教育委員会の通常業務及び施設に関すること

臨時休業中の通常業務の遂行や施設の休館等に関することは、後述の「業務継続計画」にて各課の役割を明確にする。

⑦児童生徒及び教職員の健康状態の監視(学務課)

(インフルエンザ様症状とは「38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等」を指す)

- ・ 児童生徒及び教職員の健康観察(家庭検温)を毎日実施し、家族にインフルエンザ様症状の人がいないかどうか確認するよう各市立学校に指示する。
- ・ 家庭での健康観察で、インフルエンザ様症状があれば、登校せず、対策レベルに応じた医療機関受診方法により対応するように、児童生徒及び教職員への指導を各市立学校に指示する。
- ・ 登校・通勤後、インフルエンザ様症状が確認された児童生徒及び教職員については、直ちに保護者に連絡するとともに、状況に応じ保護者または学校が対策レベルに応じた医療機関受診方法により対応するよう各市立学校に指示する。

⑧感染予防・感染拡大抑制のための物品の活用(学校教育課)

- ・ マスク着用の奨励
- ・ 手指消毒用アルコールの整備

(4) 第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）

県内、市内での新型インフルエンザの流行を想定し、それが小康状態に達するまで、危機管理体制を継続的に運営するための業務を定める。

①危機管理体制（総務課）

- ・ 対策会議を常設し、教育委員会内各課の情報共有及び連絡調整を強化する。
- ・ 危機管理体制の確認と、各課の今後の対応を検討する。

②情報収集及び周知（学務課）

- ・ 近隣地域の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報について、市立学校等と適切に情報交換を行う。
- ・ 得られた情報を、必要に応じて教育委員会の新型インフルエンザ対策行動計画の見直しに役立てる。
- ・ 近隣地域での新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項など、得られた情報について速やかに学校等へ情報提供を行う。
- ・ 国、県からの通知等を速やかに教育委員会内及び各市立学校へ周知する。

参考リンク

兵庫県教育委員会 新型インフルエンザについて

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/influenza.html>

③児童生徒・教職員に対する感染拡大防止策の強化（学務課）

- ・ 各市立学校に新型インフルエンザに関する情報を正確に提供し、共有する。
- ・ 児童生徒・教職員に対して感染防御のために手洗い・うがい・咳エチケット（表3）の徹底や、健康状態の把握に努めるよう、各市立学校へ強く指示する。
- ・ 児童生徒・教職員に38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば対策レベルに応じた医療機関受診方法により対応することを指導するよう各市立学校へ指示する。
- ・ 県の要請に応じて、各市立学校に対して発生情報を報告するよう指示する。

(5) 第四段階（小康期）

小康状態の後にも第二波、第三波が来ることを想定し、感染防止策を徹底する等の業務を定める。

①学校再開における児童生徒の学習支援体制（学校教育課）

- ・ 学校再開における児童生徒の学習支援体制を整備を各市立学校に指示する。
- ・ 教職員の出勤状況の把握と、必要な職員の確保と臨時的な人員配置の措置を行う。

②感染防止対策の実施（学務課）

- ・ 再度感染が起こらないために、注意喚起を行うよう指導する。
- ・ 感染防止対策（学校内での健康観察の強化、インフルエンザ様症状の早期発見）に勤めるよう指導する。
- ・ 学校内の感染状況を教育委員会の要請に応じて報告するよう指示する。

③学校以外の施設の再開における感染拡大防止（生涯学習課・青少年課）

- ・ 臨時休館等の措置解除の検討を行う。
- ・ 開館にあたっては不特定多数の出入りがあるため感染防止のためにマスクを着用する。

3 臨時休業中の教育委員会の通常業務について

県内、市内で新型インフルエンザの発生が確認され、市立学校に臨時休業が発令された場合において、前項ではその対策行動計画を示した。次に、通常遂行されるべき業務について支障ができるだけ大きくならない、業務継続計画を策定する。

業務継続計画では通常遂行されるべき業務を以下の4つの観点から考える。

1. 従来どおり継続しなければならない業務
2. 取扱いの方法を変えて対応できる業務
3. 中断・中止する業務
4. 使用中止施設

業務継続計画は市立学校の臨時休業中での遂行を想定しているが、新型インフルエンザ発生の状況に応じて適時遂行するものとし、その遂行の協議・指示は対策会議をもって決定することとする。

課名		係名	
1. 従来どおり継続しなければならない業務			
2. 取扱いの方法を変えて対応できる業務			
3. 中断・中止する業務			
4. 使用中止施設			